

## ねんりんピック紀の国わかやま2019協賛イベント募集要綱

### (趣旨)

第1条 ねんりんピック紀の国わかやま2019実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、第32回全国健康福祉祭和歌山大会（ねんりんピック紀の国わかやま2019）（以下「大会」という。）において、大会の多彩な展開を図るとともに、県民の参加意欲の醸成を図るため、大会の開催趣旨に賛同する市町村、関係機関、団体及び民間企業等（以下「実施団体」という。）が実施するイベント（以下「協賛イベント」という。）を広く募集する。

### (要件)

第2条 協賛イベントとする要件は、次の全てに該当するものとする。

- (1) イベントの内容が、全国健康福祉祭開催要綱（昭和62年10月17日付厚生省発政第22号）7（2）に規定する健康・福祉・生きがいに関連するもの、又は、その他大会の趣旨に沿うもので、目的・内容が明確にされているもの。
- (2) 実施団体が主体となって実施するもの。
- (3) 原則、和歌山県内において実施するもの。
- (4) 2018年8月1日から2019年11月12日（大会最終日）までに実施するもの。
- (5) イベントの実施費用については、実施団体の負担とする。ただし、大会期間中に実行委員会が主催するイベント会場内で実施する協賛イベントの看板等共通仮設物については、実行委員会の負担とする。
- (6) 単に実施団体の親睦を目的とするものではなく、公益性を有するもの。
- (7) 営利を目的としたものでなく、かつ、入場料等を徴収する場合はその額が適切であるもの。
- (8) 特定の宗教活動又は政治活動を内容としないもの。
- (9) その他実行委員会会長（以下「会長」という。）が適当と認めるもの。

### (申請及び承認)

第3条 実施団体は、協賛イベントを実施しようとする場合には、あらかじめ「ねんりんピック紀の国わかやま2019協賛イベント承認申請書」（様式第1号）を、会長あて申請しなければならない。

2 会長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、その審査結果を「ねんりんピック紀の国わかやま2019協賛イベント承認（変更承認）通知書」（様式第2号）又は「ねんりんピック紀の国わかやま2019協賛イベント不承認通知書」（様式第3号）により通知するものとする。

### (募集期間)

第4条 協賛イベントの募集期間については、2018年5月31日から2019年7月31日までとする。ただし、大会期間中に実行委員会が主催するイベント会場内での実施を希望する場合の募集期間は2018年5月31日から2018年11月30日までとする。

(計画内容の変更等)

第5条 実施団体は、協賛イベントの計画内容の変更等をしようとするときは、速やかに「ねんりんピック紀の国わかやま2019協賛イベント変更承認申請書」(様式第4号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項を承認する場合には、第3条第2項の規定を準用する。

(特典)

第6条 協賛イベントには、次の特典を与えるものとする。

ただし、次の(3)号の特典を希望する場合には「ねんりんピック紀の国わかやま2019協賛イベント特典申込書」(様式第5号)を会長に提出すること。

(1) 実行委員会のホームページや広報物等へのイベント名・実施団体名等の掲載

(2) 大会名称、愛称、テーマ、シンボルマーク及びマスコットの使用。ただし、使用については別に定める「ねんりんピック紀の国わかやま2019デザインガイドマニュアル」によるものとする。

(3) 大会広報物品の提供並びにのぼり旗及び横断幕の貸出。ただし、取扱いに当たっては、別に定める「ねんりんピック紀の国わかやま2019広報物品等貸出等要領」を遵守すること。

(4) 実行委員会の後援名義の使用

(5) その他、会長が特に認めるもの

2 協賛イベントのうち、大会期間中に実行委員会が主催するイベント会場内での実施が承認されたものについては、当該イベントで使用するスペースを無償で提供する。

3 実施するイベント名称については、協賛イベントであることを明確にするため「ねんりんピック紀の国わかやま2019協賛イベント」をイベント名称の前後いずれかに明示するものとする。

(実績報告書)

第7条 実施団体は、協賛イベントの実施が完了したときは「ねんりんピック紀の国わかやま2019協賛イベント実績報告書」(様式第6号)(以下「実績報告書」という。)を、実施完了後1カ月以内に、会長に提出しなければならない。

2 提出された実績報告書については、実行委員会が発行するねんりんピック紀の国わかやま2019の公式大会報告書作成に活用できるものとする。

(協議)

第8条 疑義のある場合や、この要綱に定めのない事項については、実行委員会と実施団体が協議の上決定することとする。

(その他)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は実行委員会事務局長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成30年5月30日から施行する。

この要綱は、平成30年7月25日から施行する。